

岐阜県公報

号 外 (二) 令 和 七 年 七 月 十 五 日

規 則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第六十二号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六十条第一項中「各号」を削り、同項第二号中「マンション建替組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合及び敷地分割組合」に改める。

第百三号の九様式中

□ 軽自動車 □ AT車に限る □ 中古車（中古車）は中古車（8t）に限る □ その他（ ）

□ 軽自動車 □ AT車に限る □ 中古車（中古車）は中古車（8t）（準中型車（5t））に限る □ その他（ ）

に改め、同様式備考第一号中「運転免許証」を「運転免許証又は免許証記載の個人識別カード」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六十条第一項第二号の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の第百三号の九様式により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、改正後の第百三号の九様式の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第六十三号

岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則（平成十五年岐阜県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五項及び第十六項を削り、同条第十七項中「別表第十九号」を「別表第二十号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「別表第十六号」を「別表第十九号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項中「別表第十五号」を「別表第十八号」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の前に次の三項を加える。

13 条例別表第十五号の規則で定める事務は、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに感染した者（肝がん、肝硬変又は肝炎に罹患した者に限る。）に対する医療費及び定期検査費用の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

14 条例別表第十六号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者に準ずる生活に困窮する外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う資料の提供等の求めの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

五 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還の対象となる被保護者に準ずる生活に困窮する外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

七 生活保護法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

15 条例別表第十七号の規則で定める事務は、多胎児出生時支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月十五日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第六十四号

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県災害救助法施行細則（昭和三十五年岐阜県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一一第一号(二)ただし書中「仮小屋の設置、天幕の設営」を「移動可能な施設、車両等の設置」に改め、同号(三)中「三百四十円」を「三百五十円」に改め、同表第二

号(一)(2)中「六百七十七万五千円」を「六百八十八万三千円」に改め、同表二第一号(三)中「千二百三十円」を「千三百三十円」に改め、同表三第三号(一)の表夏季(四月から九月まで)の項中「一九、二〇〇円」を「一九、八〇〇円」に、「二四、六〇〇円」を「二五、四〇〇円」に、「三六、五〇〇円」を「三七、七〇〇円」に、「四三、六〇〇円」を「四五、〇〇〇円」に、「五五、二〇〇円」を「五七、〇〇〇円」に、「八、〇〇〇円」を「八、三〇〇円」に改め、同表冬季(十月から三月まで)の項中「三一、八〇〇円」を「三一、八〇〇円」に、「四一、一〇〇円」を「四一、四〇〇円」に、「五七、二〇〇円」を「五九、〇〇〇円」に、「六六、九〇〇円」を「六九、〇〇〇円」に、「八四、三〇〇円」を「八七、〇〇〇円」に、「一一、六〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改め、同号(二)の表夏季(四月から九月まで)の項中「六、三〇〇円」を「六、五〇〇円」に、「八、四〇〇円」を「八、七〇〇円」に、「一二、六〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に、「一五、四〇〇円」を「一五、九〇〇円」に、「一九、四〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に、「二一、七〇〇円」を「二一、八〇〇円」に改め、同表冬季(十月から三月まで)の項中「二〇、一〇〇円」を「二〇、四〇〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二二、六〇〇円」に、「二八、八〇〇円」を「二九、四〇〇円」に、「三二、三〇〇円」を「三二、〇〇〇円」に、「二八、一〇〇円」を「二九、〇〇〇円」に、「三七、〇〇円」を「三八、〇〇円」に改め、同表六第一号(二)中「五万円」を「五万五千円」に改め、同表六第二号(一)(1)中「七十万六千円」を「七十一万七千円」に改め、同号(二)(2)中「三十四万三千円」を「三十四万八千円」に改め、同表八第三号(二)中「四、八〇〇円」を「五、二〇〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「五、六〇〇円」を「六、〇〇〇円」に改め、同表九第三号中「二十一万九千円」を「二十二万六千円」に、「十七万五千二百円」を「十八万八千円」に改め、同表十第二号(四)(1)中「三千五百円」を「三千六百円」に改め、同号(四)(2)イ中「五千五百円」を「五千七百円」に改め、同表十一第二号中「十三万八千七百円」を「十四万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県災害救助法施行細則の規定は、令和六年七月九日から適用する。

令和七年七月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社